

令和6年
4月から

事業者による障害のある人への 合理的配慮の提供の義務化

県政/
スポット

令和3年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が改正され、
令和6年4月から事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務となります。

合理的配慮を提供せず、サービスの提供を拒否するなどの「不利益な取り扱い」も禁止されています。まほろば「あいサポート運動」などを活用し、障害について知ることから始めるなど理解を深め、障害の有無にかかわらず、誰もが暮らしやすい共生社会を実現しましょう。

奈良県のこれまでの取り組み

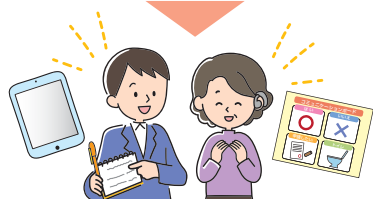
平成28年4月に「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」を制定し、事業者を含む全ての人に合理的配慮を求めてきました。

合理的配慮の具体例

聴覚障害のある方へ



聴覚障害のある方から、窓口で会話への配慮を求められたら…



コミュニケーションボードや筆談・タブレットで対応する

視覚障害のある方へ

視覚障害のある方から、タッチパネル操作の支援を求められたら…



本人の意思を十分に確認しながら、代わりにタッチパネルを操作する



合理的配慮とは？

障害のある人が毎日の生活の中で暮らしにくく感じているものや、困っていること(社会的障壁)を取り除くため、お金や労力などの負担があまり重くない範囲で配慮を行うことです。

必要な対応はそのときの環境や相手などの状況で異なりますが、十分なコミュニケーションを取り、柔軟に対応しましょう。



もう一つのポイント

不利益な取り扱いとは

法律・条例ともに禁止

合理的な理由なく、障害を理由としてサービスの提供を拒否・制限するなど、障害のない人には付けない条件を付与することです。

例:盲導犬ユーザーの入店拒否▶



その他の例など、内閣府「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」をご確認ください。

内閣府のHPはこちら



まほろば「あいサポート運動」

～障害について知ることからはじめましょう～

障害の有無にかかわらず、誰もが暮らしやすい共生社会を実現するため、

- ①障害の内容・特性
- ②障害のある方が困っていること
- ③配慮の仕方やちょっとした手助けの方法

などを理解し、実践する「あいサポーター」を養成し、県民運動として広げています。

「あいサポート運動」詳しくはこちら



「あいサポーター研修」は企業・職場の従業員研修としても実施できます。ぜひご利用ください!

ご協力をお願いします

「奈良県障害者計画」の改定に向けたアンケート調査

令和6年度末に期間の終了を迎える「奈良県障害者計画」。今後の改定に障害のある人やご家族・支援者など皆さまの声を反映するため、意識やニーズを把握するアンケートです。ぜひ率直なご意見をお聞かせください。

【期限】2月29日(木)

調査は無記名で、回答内容は調査の目的以外に使用しません

回答はこちらから

